

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月25日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村田善郎
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福岡収
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目12番10号
【電話番号】	03(3231)8723
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 福岡収
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号)
	株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)
	株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年1月30日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生に関する臨時報告書を提出いたしました。

今般、当該臨時報告書の記載事項のうち、未確定としていた事項が確定したことに伴い、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注)訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

2.当該事象の内容

(訂正前)

当社は、2026年1月6日開催及び2026年1月13日付の取締役会において、当社が発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」という。)の買入れ(以下、「本買入れ」という。)について決議しておりましたが、2026年1月30日に買入対象となる本新株予約権付社債の額面金額の合計が下記(2)に記載の通り確定いたしました。

買入れを行った本新株予約権付社債については、下記(6)に記載の買入消却実施日に消却する予定であり、当該消却に伴い特別損失を計上する見込みであります。本新株予約権付社債の買入価額は、下記(3)に記載の計算方法に基づき、2026年2月24日に確定する見込みであり、当該買入価額の確定によって本新株予約権付社債の消却に伴う特別損失の金額が確定しましたら、本臨時報告書の訂正報告書を提出する予定であります。

(1)買入銘柄名

2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

(2)買入対象となる本新株予約権付社債の額面金額

合計 59,990百万円

(3)買入価額

各本新株予約権付社債につき以下の計算式に基づき算出される百分率に額面金額10,000,000円を乗じた金額

CB価格 + 調整金額 + 買取プレミアム + 早期応募者に限る追加プレミアム

「CB価格」とは、161.148%をいう。

「調整金額」とは、下記の調整金額の計算式に基づき算出される百分率をいう。

「買取プレミアム」は、3%とする。

「早期応募者に限る追加プレミアム」は、2026年1月15日午後4時(ロンドン時間)までに本買入れに応募があった本新株予約権付社債(額面金額合計57,930百万円)にのみ適用される追加プレミアムであり、1%とする。

調整金額の計算式：(参照株価 - 公表日株価終値) × 転換比率 ÷ 額面金額

「参照株価」とは、2026年2月2日から2026年2月24日(いずれも当日を含む。)までの間の各取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格の算術平均値をいう(ただし、公表日株価終値を下回る場合は公表日株価終値をいう。)

「公表日株価終値」とは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の2026年1月6日の終値である1,700円をいう。

「転換比率」とは、各本新株予約権付社債の額面金額である10,000,000円を、2026年1月6日現在の本新株予約権付社債の転換価額で除した数である9,379.9831をいう。

「額面金額」とは、各本新株予約権付社債の額面金額である10,000,000円をいう。

(4)買入価額の総額

未定

(5)買入対象となる本新株予約権付社債の帳簿価額

合計 60,073百万円

(6)買入消却実施日

2026年2月26日(予定)

(訂正後)

当社は、2026年1月6日開催及び2026年1月13日付の取締役会において、当社が発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」という。)の買入れ(以下、「本買入れ」という。)について決議していましたが、2026年1月30日に買入対象となる本新株予約権付社債の額面金額の合計が下記(2)に記載の通り確定いたしました。また、2026年2月24日に本買入れにおける各本新株予約権付社債の買入価額が下記(3)に記載の通り確定いたしました。

買入れを行った本新株予約権付社債については、下記(6)に記載の買入消却実施日に消却する予定であり、当該消却に伴い特別損失を計上いたします。

(1) 買入銘柄名

2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

(2) 買入対象となる本新株予約権付社債の額面金額

合計 59,990百万円

(3) 買入価額

2026年1月15日午後4時(ロンドン時間)までに本買入れに応募があった本新株予約権付社債にのみ適用される追加プレミアムの対象となる応募分(額面金額合計57,930百万円)の各本新株予約権付社債につき21,900,200円、その他の応募分(額面金額合計2,060百万円)の各本新株予約権付社債につき21,800,200円

(4) 買入価額の総額

131,358,699,800円

(5) 買入対象となる本新株予約権付社債の帳簿価額

合計 60,073百万円

(6) 買入消却実施日

2026年2月26日(ロンドン時間)

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(訂正前)

上記2に記載の通り本新株予約権付社債の消却を行う予定であるため、2026年2月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において、上記2(4)に記載の買入価額の総額と上記2(5)に記載の買入対象となる本新株予約権付社債の帳簿価額の差額を特別損失として計上する見込みであります。なお、上記2(3)に記載の調整金額を除いて算出した買入価額に基づき計算した買入価額の総額は99,051百万円であり、この場合における買入対象となる本新株予約権付社債の帳簿価額の合計との差額は38,978百万円であります。

(訂正後)

上記2に記載の通り本新株予約権付社債の消却を行うため、2026年2月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において、上記2(4)に記載の買入価額の総額と上記2(5)に記載の買入対象となる本新株予約権付社債の帳簿価額の差額である71,285,462,445円を特別損失として計上いたします。

以上